

平成 30 年 9 月 28 日

所 属 長 各 位

財 政 課 長

平成 31 年度 当初予算編成方針について（通知）

地方分権時代における地方公共団体の行財政運営は、自主的かつ総合的に広く担うこととされており、町を取り巻く各種政策課題にかかる財政需要が益々増大しています。

平成 29 年度より「第 2 次設楽町総合計画(2017～2026)」の各施策が展開されています。10 年後の将来像として掲げた「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」の具体化に向けて、引き続き各施策を着実に実行していくことが求められています。

今後の財政状況は、

- 1 歳入の約半分を占める普通交付税について、合併特例期限が平成 27 年度で終了したことによる段階的な縮減に加え、人口減少、算定基準の変更に伴う交付額の減少
- 2 町税についても人口減少や少子高齢化などによる更なる減少
- 3 下水道事業、ダム関連事業及び新火葬場建設事業等の大型事業による建設費及び維持管理費に係る町費負担の増加
- 4 公共施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加

などが見込まれ、現在よりも厳しい財政運営を強いられます。

平成 31 年度当初予算編成の方向性として平成 30 年度同様、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 設楽町の“身の丈”を意識し、最少の経費で最大の効果を挙げる事務執行2 選択と集中による事務事業の再編 |
|---|

を推進することとし、下記のとおり編成することとしますので、予算決算会計規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、町長の命により通知します。

記

第1 一般的事項

- 1 今後の財政見通しを勘案すれば、全ての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源の中で住民の要望に応じていくため、次の点に留意して各事業の見直し・廃止を検討すること。
 - (1) 安易な前例踏襲をすることなく、ゼロベースの視点でニーズ（必要性）とウォンツ（願望）の違いを整理し、事業実施の妥当性を見極めること。
 - (2) 事業創設と事業廃止は、車の両輪の関係であり、地区懇談会、審議会等各種会議における住民意見等を踏まえて再構築を進めること。
 - (3) 自助・互助（共助）・公助（役場施策）ごとの役割分担を踏まえること。自助を基本とし、互助を補完する役割として公助の取組を行うこと。
 - (4) 補助事業等については、近隣自治体の状況を勘案し、本町の地域性や独自性を踏まえたサービス水準となるよう検討すること。
 - (5) 民間委託や民営化が可能な事業は、費用対効果を見極めつつ可能な事業について、民間委託・民営化を行うこと。
 - (6) 決算を活用する場合、単に予算の執行率にとらわれるのではなく、事務事業評価を基に、更なる成果を挙げるための手法を柔軟に検討すること。
- 2 「第2次設楽町総合計画(2017～2026)」の分野別行動指針における目標指標の達成に向けた施策展開を進めること。
- 3 公共施設等の維持管理費については、「町公共施設等総合管理計画」を踏まえたものにする。
- 4 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、全課共通の課題として、人口減少を食い止めるべく、移住・定住施策の推進のほか、町独自の地方創生に資する施策を検討すること。
- 5 町単独での解決が困難な課題については、近隣市町村との広域連携を模索すること。
- 6 特別会計について、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努めること。
- 7 各種基金からの取崩し及び積立については、現住民への責務としての施策実施及び将来負担に対する備えの認識のもと適切に執行すること。
- 8 消費税法一部改正を踏まえた国等の行財政施策を注視し、適切に対応すること。
- 9 当初予算は、いわば役場業務の1年間の設計書であることを踏まえ、年度途中の安易な補正予算の計上を避けるためにも、一層、政策の熟度を上げるよう努めること。

第2 歳入に関する事項

- 1 分担金及び負担金については、徴収基準に基づく適正な負担の確保を図ること。
- 2 使用料及び手数料については、事業に要する経費を補うよう、必要に応じて値上げを含めた見直しを行い、料金収入の確保を図ること。
なお、消費税法一部改正に伴う料金改正については、平成31年度中に検討を行い、改正する場合は、平成32年4月から実施すること。（公営企業関係は除く。）
- 3 国及び県支出金については、各事業のメニューや補助事業の動向を把握し、適正な財源確保に努めること。

第3 歳出に関する事項

- 1 過大に見積もることの他、原則として必要性、緊急性、事業効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- 2 需用費については、次の点に留意すること。
 - (1) 消耗品の使用削減に努めること。
 - (2) 印刷物について、内部印刷を原則とするとともに、「広報したら」への掲載などにより経費の削減に努めること。
- 3 委託料については安易に外部委託せず、経常的なものについても内部執行に努めること。また、類似業務について一括発注するなど経費の削減に努めること。
- 4 工事請負費については、特に1件当たりの事業費が大きいことから事業効果を検討し、工法を含めた事業内容を精査のうえ、必要最小限度の額を計上すること。
- 5 負担金、補助金及び交付金については、時代の要請に合わないもの、所期の目的を達成したものの廃止や圧縮を重点的に行うこと。また、各種団体への補助金・交付金についても決算における繰越金が多額となっている場合は、団体と調整のうえ縮減を図ること。
- 6 町内事業者の受注機会を確保するため、分離・分割発注を図る他、早期発注による施工時期の平準化に努め、適切な事業執行を進めること。